

伊那谷国有林の地域別の森林計画書

(伊那谷森林計画区)

(変更)

(平成26年12月変更)

計 画 期 間

自 平成25年 4月 1日

至 平成35年 3月31日

中 部 森 林 管 理 局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成25年4月1日～平成35年3月31日10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

今回、森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、平成27年4月1日に効力を生じるものとする。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が 変更・追加箇所である。

目 次

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量	1
------------------------	---

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 林班数

森林の所在		治山事業施工 地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年 分		
茅野市	1229～1253・1342～1344, 1261～1274・1346～1347, 1275～1290・1348～1350, 1401～1431	9	9	溪間工、山腹工、本数調整伐	
下諏訪町	1116～1146・1149～1150・1152～ 1162	2	2	溪間工、山腹工	
辰野町	1013～1028, 1029～1039, 1040～1046, 1057～1069	5	5	溪間工、山腹工、本数調整伐	
伊那市	12～17・313, 18～21, 22～27, 34～42, 43～46, 28・29・31～33・128～130, 30・121～127, 47～54・78～79, 55～61, 62・69・70・73～77, 63～68, 80～84・95～99, 85～88・106～107, 207～212・228～232, 233～245, 246～254, 270～274, 275～279, 301～312	37	37	溪間工、山腹工、本数調整伐	
駒ヶ根市	2106～2113	1	1	溪間工、山腹工	
宮田村	2130～2133・2141～2145	4	4	溪間工、山腹工	
飯島町	2225～2228, 2229～2232・2237～2242, 2243～2247・2251～2252	4	4	溪間工、山腹工	
大鹿村	2005～2008・2020～2023, 2016～2023, 2053・2054・2080～2086, 2055～2057・2072～2079 2058～2071	10	10	溪間工、山腹工、本数調整伐	
松川町	2211～2224	1	1	山腹工	
阿智村	3302～3304, 3305～3315, 3316～3318	6	6	溪間工、山腹工、本数調整伐	
飯田市	3001～3010, 3011～3017, 3060～3077・3088, 3151～3161・3319 3162～3188, 3193～3201, 3203～3222, 3320～3322	13	13	溪間工、山腹工、本数調整伐	
計		92	92		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。